

○横手市建築計画概要書等の閲覧に関する要綱

平成19年2月22日

告示第22号

改正 平成22年3月31日告示第39号

平成24年1月18日告示第9号

令和3年9月16日告示第191号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項各号の書類（以下「図書」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 図書の閲覧場所は、建設部建築住宅課とする。

(閲覧時間等)

第3条 図書の閲覧時間は、横手市の執務時間に関する規則（平成17年横手市規則第1号）に規定する執務時間とする。

2 図書の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。

(閲覧手続)

第4条 図書を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に必要事項を記入し、及び職員の指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第5条 図書を閲覧しようとする者は、職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書を閲覧場所の外に持ち出さないこと。

(2) 図書を破損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしないこと。

(閲覧の禁止等)

第6条 市長は、この告示又は職員の指示に従わない者については、図書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第39号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月18日告示第9号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月16日告示第191号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。